

ガード保険

(2025年度)

請負業者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険＋オプション(個人賠償責任保険・リース・レンタル財物損壊特約)

※2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、補償内容の改定を行っています。

更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

特色

1. 作事中に第三者に誤って損害を与え、法律上負担する賠償責任が生じた場合、その損害費用を補償します。(請負業者賠償責任保険)

2. 仕事の目的物の引渡し後、もしくは、仕事終了後において仕事の結果に起因して第三者に損害を与え、法律上負担する賠償責任が生じた場合、その損害費用を補償します。(生産物賠償責任保険)

3. ご選択いただくタイプにより、それぞれ下記の保険金額まで保険期間中に補償されます。

高額タイプ: 身体賠償1名2億円・1事故3億円、財物賠償1事故7,000万円

標準タイプ: 身体賠償1名5,000万円・1事故2億円、財物賠償1事故1,000万円

(生産物賠償は1事故限度額＝期間中限度額となります。「補償内容」のページをご覧ください。)

4. 損害賠償金の他に必要な場合には、裁判費用、弁護士費用等も補償されます。(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)

5. 別途、個人賠償責任保険に申し込まれると、日常生活に起因する偶然な事故による法律上の賠償責任も身体賠償・財物賠償共通で1億円まで自己負担額なしで補償されます。

個人賠償責任保険で補償を受けられる方(被保険者)は…

①本人(記名被保険者) ②本人の配偶 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚

の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって

本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかの

方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(

その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。なお、記名被保険者または

はその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

6. 別途、リース・レンタル財物損壊特約に申し込まれると、仕事を遂行するために工事場内および契約証書記載の施設内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊(注)について、被保険者がリース・レンタル財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(注)滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

保険契約者: 一般社団法人 日本造園組合連合会東京都支部

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3丁目3番2号 マツシタビル7階

電話 03-3293-8160(代)

FAX 03-5577-7070

◆団体制度の概要

保険契約者	一般社団法人 日本造園組合連合会東京都支部
加入対象者	日本造園組合連合会東京都支部の組合員で造園工事業を営む事業主
保険期間	2025年8月1日午後4時から2026年8月1日午後4時まで1年間
募集締切	2025年7月18日（金）まで
加入方法	<p>別紙「加入申込書」に必要事項を記入し、保険料を添えて各組合のガード保険担当者または都支部事務局まで申し込みください。 また17ページの二次元コードからもお申込みいただけます。</p> <p>《保険期間の途中で加入を希望する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都支部事務局まで申し込みください。 この場合の補償開始期間は以下のとおりです。 毎月10日までに申込・保険料支払 → 翌月1日から補償開始 10日を過ぎた場合 → 翌々月1日から補償開始
支払方法	<p>銀行振込にてお支払いください。 銀行振込：三井住友銀行 神田支店 普通口座 7608013 （シャ）ニホンゾウエンクミアイレンゴウカイトウキョウトシブ</p>

（注）団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのであらかじめご了承ください。

◆税法上の得点

支払保険料は「損金」または「必要経費」として処理できます。

※法改正等により変更となる場合があります。実際の税務処理については税理士にご相談ください。

～目次～

ガード保険	・・・	1
万一事故にあわれた場合	・・・	7
ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと	・・・	8
保険料のご案内	・・・	9
最後に・お問い合わせ先	・・・	16
ご加入手続き方法（加入申込書）	・・・	17

ガード保険（保険のあらまし）

ガード保険は、一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部を保険契約者とし、損害保険ジャパンを引受保険会社とする団体契約の愛称です。

※この保険は賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項、請負業者特約条項、生産物特約条項、リース・レンタル財物損壊特約条項、個人特約をセットしたものです。

<p>【基本契約】 請負賠償責任保険</p>	<p>仕事中に第三者に誤って損害を与え、法律上負担する賠償責任が生じた場合、その損害費用を補償します。</p>
<p>【基本契約】 生産物賠償責任保険</p>	<p>仕事の目的物の引き渡し後、もしくは、仕事終了後において、仕事の結果に起因して第三者に損害を与え、法律上負担する賠償責任が生じた場合、その損害費用を補償します。</p>
<p>【オプション】 リース・レンタル財物損壊特約</p>	<p>仕事を遂行するために、工事場内および施設内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊（※）に起因して、被保険者がリース・レンタル財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ※滅失・損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されること、または紛失を含みません。</p>
<p>【オプション】 個人賠償責任保険</p>	<p>日常生活に起因する偶然な事故による法律上の賠償責任を補償します。</p>

<p>被保険者 ※補償の対象となる方</p>	<p>◆請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険</p> <ol style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 ②記名被保険者の役員・使用人 ③記名被保険者の下請負人 ④記名被保険者の下請負人の役員・使用人 <p>※②③④は記名被保険者の業務に関する限りにおいて補償の対象となります。</p> <p>◆個人賠償責任保険</p> <ol style="list-style-type: none"> ①記名被保険者（加入申込書の事業所代表者名をいいます。） ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方（記名被保険者の親族にかぎりませす。） ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりませす。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりませす。） ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませす。 <p>なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>
----------------------------	--

ガード保険（保険のあらまし）

◆主な事故例

《請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険》

- ・造園作業中に、切った木が第三者にあたりケガをさせた。
- ・造園作業中に、現場の片隅にあった資材が倒れ、遊んでいた子供にケガをさせた。
- ・消毒液を散布中に、誤って近くに駐車中の車数台を汚してしまった。
- ・草刈作業中に、飛び石により近くに停めてあった車にキズをつけてしまった。

《リース・レンタル財物損壊特約》

- ・造園作業中に、作業場内でレンタルの工具を損壊させてしまった。
- ・造園作業中に、リース建設機械の操作を誤り、他の工作物にぶつけて損壊した。

《個人賠償責任保険》

- ・お子様がデパートで誤って商品を壊してしまった。
- ・自転車に乗っているとき、他人をはねてケガをさせてしまった。
- ・飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった。

◆補償内容（保険金額・自己負担額）

補償の種類	高額タイプ	標準タイプ
【基本契約】 請負業者賠償責任保険 生産物賠償責任保険	身体賠償 1名： <u>2億円</u> 1事故： <u>3億円</u> 生産物賠償のみ 保険期間中： <u>3億円</u> 自己負担額： <u>3万円</u> （1事故につき）	身体賠償 1名： <u>5,000万円</u> 1事故： <u>2億円</u> 生産物賠償のみ 保険期間中： <u>2億円</u> 自己負担額： <u>1万円</u> （1事故につき）
	財物賠償 1事故： <u>7,000万円</u> 生産物賠償のみ 保険期間中： <u>7,000万円</u> 自己負担額： <u>3万円</u> （1事故につき）	財物賠償 1事故： <u>1,000万円</u> 生産物賠償のみ 保険期間中： <u>1,000万円</u> 自己負担額： <u>1万円</u> （1事故につき）
【オプション】 リース・レンタル財物 損壊特約	1事故100万円 自己負担額5万円（1事故につき）	
【オプション】 個人賠償責任保険	1事故1億円 自己負担額なし	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【基本契約】請負業者賠償責任保険

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>日本国内において、各種工事・作業の事業者が、①請負工事(作業)中の事故、②請負工事(作業)を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりず。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など</p> <p>【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】</p> <p>①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う 次の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ②施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車(をいいます。))の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任 ④仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2) (注1)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 (注2)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【基本契約】生産物賠償責任保険

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>日本国内において、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりず。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことにより要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>※事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。</p> <p>正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。</p> <p>なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 <p>⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など</p> <p>【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】</p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくは仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【オプション契約】個人賠償責任保険

保険金をお支払いする主な場合

日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。
 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

- ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
- ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)(に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
- ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合
- ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合

【損害賠償金】

相手の方に支払うべき損害賠償金(ただし、1回の事故につき加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。免責金額はありません。)

【訴訟費用】

訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
 (ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。)

【その他の費用】

応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など

(※1)この特約における被保険者は、次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。

- ①記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)
 - ②記名被保険者の配偶者
 - ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)
 ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
 - ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)
 ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(※2)次のものは「受託品」に含まれません。

- ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器
- ・義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ・動物、植物
- ・自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿
- ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品
- ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
- ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品
- ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ・データやプログラム等の無体物
- ・漁具
- ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物
- ・不動産 など

(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき補償・特約の要否をご判断ください。(※2)

(※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意
- ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による損害
- ③地震、噴火またはこれらによる津波
- ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害
 - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故
 - ・置き忘れ(※2)または紛失
 - ・詐欺または横領
 - ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み
 - ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など

(※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。

- ア. 主たる原動力が人力であるもの
- イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
- ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの
- エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車

(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【オプション契約】リース・レンタル財物損壊担保追加条項

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>日本国内において、仕事を遂行するために工事場内および施設内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊(注)について、被保険者がリース・レンタル財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>(注)滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることはまたは紛失を含みません。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款、特約条項、追加条項をご覧ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①リース・レンタル財物について正当な権利を有する者に引き渡した後に発見されたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任 ②リース・レンタル財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任 ③電氣的または機械的な原因により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任 ④傷、汚れ等の外観上のみの損壊でリース・レンタル財物が有する機能上の支障がない損壊に起因する賠償責任 ⑤リース・レンタル財物のベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、切削工具の切削部位、研磨工具の研磨部位、工具類の刃その他これに類する消耗部位、潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材その他運転に供される資材、またはフィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠等の消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任 ⑥損壊したリース・レンタル財物の使用不能損害に起因する賠償責任 ⑦正当な取扱方法等に從わずに生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任 など

用語の説明

【オプション契約】個人賠償責任保険

用語	定義
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
配偶者	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
親族	<p>婚姻の相手方をいい、内縁の相手方^(※1)および同性パートナー^(※2)を含みます。</p> <p>(※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。</p> <p>(※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。</p> <p>(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。</p>
免責金額	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

【オプション契約】リース・レンタル財物損壊担保追加条項

用語	定義
リース・レンタル財物	仕事を遂行するために、被保険者が有償であると無償であるとを問わず、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物をいい、自動車を含みます。
工事場	記名被保険者または記名被保険者の下請負人が、仕事を遂行するにあたり主たる仕事または工事を行っている場所で、不特定多数の人が出入りすることを禁止されている場所をいいます。
損壊	損壊滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

万一事故にあわれたら

●万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。

保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。

事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等 ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等
④保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等
⑦損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- 公的機関による捜査や調査結果の照会
- 専門機関による鑑定結果の照会
- 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- 日本国外での調査
- 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. ご加入時

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
※告知事項とは、加入依頼書および付属書類の記載事項すべて
- 告知事項について、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- 本団体契約は「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約であり、保険料はお客さまの直近会計年度における売上高等により算出します。したがって、**保険料算出の基礎数字となる直近会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。**
- 加入者証は大切に保管してください。また、2ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

2. ご加入後

- 加入依頼書等の記載内容に変更が発生する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。
あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や、保険契約者・被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 脱退(解約)される場合

- 団体から脱退(解約)される場合には、都支部事務局までお申し出ください。
解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 責任期間

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 中途加入の場合は、毎月10日までの受け付け分は受付日の翌月1日から保険責任が始まります。
受付日が10日過ぎの場合は、翌々月1日からとなります。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

- 本パンフレットの「補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】」をご確認ください。

6. クーリングオフ

- この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

7. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。
また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。
申出人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9. 保険代理店の権限について

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

10. その他

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜保険料例（保険期間1年間、一括払の保険料）＞

ガード保険

《高額プラン》

年間請負金額	年間保険料	年間請負金額	年間保険料
1,000万円	26,980円	1億5,000万円	404,770円
3,000万円	80,960円	2億円	539,690円
5,000万円	134,920円	3億円	716,120円
7,000万円	188,890円	4億円	879,990円
1億円	269,850円	5億円	1,043,860円

《標準プラン》

年間請負金額	年間保険料	年間請負金額	年間保険料
1,000万円	19,430円	1億5,000万円	291,500円
3,000万円	58,300円	2億円	388,660円
5,000万円	97,170円	3億円	515,780円
7,000万円	136,030円	4億円	633,810円
1億円	194,330円	5億円	751,860円

【オプション】 リース・レンタル財物損壊特約

※直近1年間の請負金額（百万円単位）で計算します。（十万円位は四捨五入）

請負金額（百万円）×100円

（例）請負金額150（百万円）×100＝15,000円

【オプション】 個人賠償責任特約（団体割引20%適用）

1事業主につき **1,830円**

（注）団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、ご了承ください。

※次ページ以降で保険料表をご用意しております。

記載がない請負金額の場合は、取扱代理店までご連絡をお願いいたします。

保険料表『ガード保険』

高額プラン①

請負業者賠償責任・生産物賠償責任

※直近1年間の請負金額(百万円単位)で計算します。(十万円位は四捨五入)

ただし、10百万円未満はすべて10百万円とします。

請負金額 (百万円)	保険料										
10	26,980	50	134,920	90	242,870	130	350,790	170	458,740	210	557,330
11	29,680	51	137,620	91	245,560	131	353,500	171	461,430	211	559,090
12	32,380	52	140,320	92	248,260	132	356,190	172	464,130	212	560,850
13	35,080	53	143,020	93	250,960	133	358,890	173	466,820	213	562,630
14	37,780	54	145,710	94	253,650	134	361,600	174	469,530	214	564,390
15	40,470	55	148,410	95	256,360	135	364,280	175	472,230	215	566,150
16	43,170	56	151,110	96	259,050	136	366,990	176	474,920	216	567,930
17	45,880	57	153,800	97	261,750	137	369,690	177	477,620	217	569,680
18	48,570	58	156,510	98	264,450	138	372,380	178	480,320	218	571,450
19	51,270	59	159,200	99	267,150	139	375,090	179	483,020	219	573,220
20	53,970	60	161,900	100	269,850	140	377,790	180	485,720	220	574,970
21	56,660	61	164,610	101	272,540	141	380,480	181	488,410	221	576,740
22	59,370	62	167,290	102	275,250	142	383,180	182	491,110	222	578,500
23	62,060	63	170,010	103	277,940	143	385,870	183	493,810	223	580,270
24	64,760	64	172,710	104	280,640	144	388,570	184	496,510	224	582,030
25	67,460	65	175,400	105	283,340	145	391,280	185	499,210	225	583,800
26	70,150	66	178,110	106	286,040	146	393,970	186	501,910	226	585,570
27	72,860	67	180,790	107	288,740	147	396,670	187	504,610	227	587,320
28	75,550	68	183,500	108	291,430	148	399,370	188	507,310	228	589,100
29	78,250	69	186,200	109	294,130	149	402,060	189	510,020	229	590,860
30	80,960	70	188,890	110	296,840	150	404,770	190	512,700	230	592,610
31	83,650	71	191,600	111	299,530	151	407,460	191	515,410	231	594,390
32	86,350	72	194,290	112	302,230	152	410,160	192	518,110	232	596,140
33	89,040	73	196,990	113	304,920	153	412,870	193	520,800	233	597,900
34	91,750	74	199,690	114	307,620	154	415,550	194	523,510	234	599,680
35	94,450	75	202,380	115	310,320	155	418,260	195	526,200	235	601,440
36	97,140	76	205,090	116	313,020	156	420,960	196	528,900	236	603,210
37	99,840	77	207,790	117	315,720	157	423,650	197	531,610	237	604,970
38	102,530	78	210,480	118	318,420	158	426,360	198	534,290	238	606,730
39	105,240	79	213,180	119	321,120	159	429,050	199	537,000	239	608,490
40	107,930	80	215,880	120	323,810	160	431,750	200	539,690	240	610,260
41	110,630	81	218,580	121	326,520	161	434,440	201	541,450	241	612,030
42	113,340	82	221,280	122	329,210	162	437,140	202	543,210	242	613,780
43	116,030	83	223,970	123	331,910	163	439,850	203	544,980	243	615,550
44	118,730	84	226,670	124	334,610	164	442,540	204	546,750	244	617,320
45	121,420	85	229,380	125	337,300	165	445,240	205	548,520	245	619,080
46	124,120	86	232,060	126	340,010	166	447,940	206	550,270	246	620,860
47	126,830	87	234,770	127	342,700	167	450,640	207	552,040	247	622,620
48	129,520	88	237,470	128	345,400	168	453,340	208	553,810	248	624,370
49	132,220	89	240,160	129	348,110	169	456,030	209	555,570	249	626,140

(保険期間1年間、一括払の保険料)

保険料表『ガード保険』

高額プラン②

請負業者賠償責任・生産物賠償責任

※直近1年間の請負金額(百万円単位)で計算します。(十万円位は四捨五入)

ただし、10百万円未満はすべて10百万円とします。

請負金額 (百万円)	保険料										
250	627,900	290	698,470	330	765,270	370	830,820	410	896,370	450	961,930
251	629,660	291	700,240	331	766,920	371	832,460	411	898,010	451	963,560
252	631,440	292	702,000	332	768,560	372	834,110	412	899,650	452	965,210
253	633,190	293	703,770	333	770,190	373	835,740	413	901,290	453	966,830
254	634,960	294	705,530	334	771,840	374	837,380	414	902,930	454	968,480
255	636,730	295	707,300	335	773,480	375	839,030	415	904,570	455	970,110
256	638,490	296	709,060	336	775,120	376	840,650	416	906,200	456	971,740
257	640,260	297	710,830	337	776,750	377	842,300	417	907,840	457	973,390
258	642,020	298	712,590	338	778,380	378	843,930	418	909,490	458	975,030
259	643,780	299	714,340	339	780,030	379	845,570	419	911,120	459	976,670
260	645,540	300	716,120	340	781,660	380	847,220	420	912,760	460	978,310
261	647,310	301	717,750	341	783,300	381	848,850	421	914,400	461	979,940
262	649,080	302	719,390	342	784,940	382	850,500	422	916,040	462	981,590
263	650,830	303	721,030	343	786,580	383	852,140	423	917,690	463	983,230
264	652,610	304	722,670	344	788,220	384	853,770	424	919,320	464	984,870
265	654,370	305	724,320	345	789,860	385	855,420	425	920,950	465	986,500
266	656,130	306	725,950	346	791,500	386	857,030	426	922,600	466	988,140
267	657,910	307	727,590	347	793,130	387	858,670	427	924,230	467	989,780
268	659,660	308	729,230	348	794,770	388	860,320	428	925,870	468	991,420
269	661,410	309	730,860	349	796,410	389	861,950	429	927,510	469	993,050
270	663,190	310	732,500	350	798,050	390	863,600	430	929,150	470	994,700
271	664,950	311	734,150	351	799,690	391	865,240	431	930,790	471	996,340
272	666,720	312	735,780	352	801,330	392	866,870	432	932,420	472	997,980
273	668,480	313	737,430	353	802,970	393	868,520	433	934,060	473	999,620
274	670,240	314	739,060	354	804,610	394	870,160	434	935,710	474	1,001,250
275	672,010	315	740,700	355	806,250	395	871,800	435	937,330	475	1,002,890
276	673,780	316	742,350	356	807,890	396	873,430	436	938,980	476	1,004,520
277	675,550	317	743,980	357	809,520	397	875,060	437	940,610	477	1,006,170
278	677,310	318	745,610	358	811,160	398	876,710	438	942,250	478	1,007,800
279	679,060	319	747,250	359	812,810	399	878,350	439	943,900	479	1,009,440
280	680,830	320	748,880	360	814,440	400	879,990	440	945,530	480	1,011,080
281	682,590	321	750,530	361	816,080	401	881,630	441	947,180	481	1,012,720
282	684,370	322	752,160	362	817,720	402	883,270	442	948,820	482	1,014,370
283	686,130	323	753,810	363	819,350	403	884,910	443	950,450	483	1,016,000
284	687,880	324	755,450	364	821,000	404	886,550	444	952,100	484	1,017,630
285	689,660	325	757,080	365	822,630	405	888,190	445	953,720	485	1,019,280
286	691,420	326	758,730	366	824,270	406	889,820	446	955,360	486	1,020,910
287	693,190	327	760,370	367	825,910	407	891,460	447	957,010	487	1,022,550
288	694,950	328	761,990	368	827,540	408	893,090	448	958,640	488	1,024,190
289	696,700	329	763,640	369	829,180	409	894,730	449	960,290	489	1,025,830

(保険期間1年間、一括払の保険料)

保険料表『ガード保険』

高額プラン③

請負業者賠償責任・生産物賠償責任

※直近1年間の請負金額(百万円単位)で計算します。(十万円位は四捨五入)

ただし、10百万円未満はすべて10百万円とします。

請負金額 (百万円)	保険料										
490	1,027,480	530	1,076,490	570	1,119,990	610	1,163,490	650	1,207,020	690	1,250,520
491	1,029,110	531	1,077,570	571	1,121,080	611	1,164,590	651	1,208,100	691	1,251,600
492	1,030,750	532	1,078,660	572	1,122,170	612	1,165,670	652	1,209,180	692	1,252,690
493	1,032,400	533	1,079,750	573	1,123,250	613	1,166,760	653	1,210,270	693	1,253,780
494	1,034,020	534	1,080,850	574	1,124,350	614	1,167,850	654	1,211,350	694	1,254,860
495	1,035,670	535	1,081,930	575	1,125,440	615	1,168,940	655	1,212,450	695	1,255,960
496	1,037,300	536	1,083,000	576	1,126,520	616	1,170,030	656	1,213,540	696	1,257,040
497	1,038,940	537	1,084,100	577	1,127,610	617	1,171,110	657	1,214,610	697	1,258,120
498	1,040,580	538	1,085,180	578	1,128,680	618	1,172,210	658	1,215,710	698	1,259,210
499	1,042,210	539	1,086,280	579	1,129,780	619	1,173,290	659	1,216,790	699	1,260,300
500	1,043,860	540	1,087,370	580	1,130,870	620	1,174,380	660	1,217,890	700	1,261,390
501	1,044,940	541	1,088,440	581	1,131,950	621	1,175,470	661	1,218,980	701	1,262,480
502	1,046,040	542	1,089,540	582	1,133,040	622	1,176,540	662	1,220,050	702	1,263,570
503	1,047,120	543	1,090,630	583	1,134,130	623	1,177,640	663	1,221,150	703	1,264,650
504	1,048,210	544	1,091,720	584	1,135,220	624	1,178,730	664	1,222,230	704	1,265,740
505	1,049,300	545	1,092,810	585	1,136,310	625	1,179,810	665	1,223,320	705	1,266,840
506	1,050,370	546	1,093,900	586	1,137,400	626	1,180,910	666	1,224,410	706	1,267,910
507	1,051,470	547	1,094,970	587	1,138,480	627	1,181,990	667	1,225,490	707	1,269,000
508	1,052,560	548	1,096,060	588	1,139,570	628	1,183,080	668	1,226,580	708	1,270,090
509	1,053,650	549	1,097,150	589	1,140,660	629	1,184,170	669	1,227,670	709	1,271,170
510	1,054,740	550	1,098,240	590	1,141,740	630	1,185,260	670	1,228,770	710	1,272,270
511	1,055,820	551	1,099,330	591	1,142,830	631	1,186,350	671	1,229,850	711	1,273,360
512	1,056,910	552	1,100,410	592	1,143,920	632	1,187,420	672	1,230,930	712	1,274,440
513	1,058,000	553	1,101,500	593	1,145,010	633	1,188,510	673	1,232,030	713	1,275,530
514	1,059,100	554	1,102,600	594	1,146,100	634	1,189,600	674	1,233,100	714	1,276,610
515	1,060,170	555	1,103,680	595	1,147,190	635	1,190,700	675	1,234,200	715	1,277,710
516	1,061,250	556	1,104,770	596	1,148,280	636	1,191,780	676	1,235,290	716	1,278,800
517	1,062,350	557	1,105,850	597	1,149,360	637	1,192,860	677	1,236,360	717	1,279,870
518	1,063,430	558	1,106,930	598	1,150,460	638	1,193,960	678	1,237,460	718	1,280,960
519	1,064,530	559	1,108,030	599	1,151,540	639	1,195,040	679	1,238,550	719	1,282,050
520	1,065,610	560	1,109,120	600	1,152,620	640	1,196,140	680	1,239,640	720	1,283,140
521	1,066,690	561	1,110,200	601	1,153,720	641	1,197,230	681	1,240,730	721	1,284,230
522	1,067,790	562	1,111,290	602	1,154,790	642	1,198,290	682	1,241,820	722	1,285,320
523	1,068,870	563	1,112,380	603	1,155,890	643	1,199,390	683	1,242,900	723	1,286,400
524	1,069,970	564	1,113,470	604	1,156,970	644	1,200,480	684	1,243,990	724	1,287,490
525	1,071,050	565	1,114,560	605	1,158,060	645	1,201,570	685	1,245,080	725	1,288,590
526	1,072,120	566	1,115,650	606	1,159,160	646	1,202,660	686	1,246,160	726	1,289,670
527	1,073,220	567	1,116,730	607	1,160,230	647	1,203,740	687	1,247,250	727	1,290,760
528	1,074,310	568	1,117,810	608	1,161,330	648	1,204,830	688	1,248,330	728	1,291,840
529	1,075,400	569	1,118,910	609	1,162,420	649	1,205,920	689	1,249,420	729	1,292,930

(保険期間1年間、一括払の保険料)

保険料表『ガード保険』

標準プラン①

請負業者賠償責任・生産物賠償責任

※直近1年間の請負金額(百万円単位)で計算します。(十万円位は四捨五入)

ただし、10百万円未満はすべて10百万円とします。

請負金額 (百万円)	保険料	請負金額 (百万円)	保険料	請負金額 (百万円)	保険料	請負金額 (百万円)	保険料	請負金額 (百万円)	保険料	請負金額 (百万円)	保険料
10	19,430	50	97,170	90	174,910	130	252,620	170	330,360	210	401,390
11	21,370	51	99,110	91	176,840	131	254,570	171	332,300	211	402,650
12	23,320	52	101,050	92	178,780	132	256,500	172	334,250	212	403,910
13	25,260	53	102,990	93	180,730	133	258,470	173	336,200	213	405,190
14	27,210	54	104,950	94	182,670	134	260,410	174	338,130	214	406,460
15	29,160	55	106,880	95	184,620	135	262,350	175	340,080	215	407,730
16	31,100	56	108,830	96	186,550	136	264,290	176	342,030	216	409,000
17	33,040	57	110,770	97	188,500	137	266,240	177	343,970	217	410,270
18	34,990	58	112,710	98	190,440	138	268,170	178	345,910	218	411,540
19	36,920	59	114,660	99	192,390	139	270,120	179	347,860	219	412,820
20	38,860	60	116,590	100	194,330	140	272,060	180	349,790	220	414,090
21	40,800	61	118,540	101	196,280	141	274,000	181	351,740	221	415,350
22	42,750	62	120,480	102	198,210	142	275,950	182	353,680	222	416,640
23	44,700	63	122,420	103	200,170	143	277,910	183	355,630	223	417,900
24	46,630	64	124,370	104	202,110	144	279,840	184	357,580	224	419,160
25	48,590	65	126,330	105	204,050	145	281,790	185	359,510	225	420,440
26	50,530	66	128,260	106	205,990	146	283,720	186	361,460	226	421,710
27	52,470	67	130,210	107	207,940	147	285,670	187	363,400	227	422,980
28	54,410	68	132,150	108	209,880	148	287,610	188	365,340	228	424,260
29	56,360	69	134,090	109	211,830	149	289,540	189	367,280	229	425,520
30	58,300	70	136,030	110	213,760	150	291,500	190	369,230	230	426,800
31	60,250	71	137,970	111	215,700	151	293,440	191	371,170	231	428,070
32	62,180	72	139,910	112	217,650	152	295,390	192	373,120	232	429,340
33	64,130	73	141,870	113	219,590	153	297,330	193	375,070	233	430,610
34	66,070	74	143,810	114	221,540	154	299,280	194	377,010	234	431,880
35	68,020	75	145,750	115	223,480	155	301,210	195	378,950	235	433,150
36	69,960	76	147,700	116	225,430	156	303,160	196	380,890	236	434,420
37	71,900	77	149,630	117	227,370	157	305,090	197	382,830	237	435,700
38	73,840	78	151,580	118	229,320	158	307,040	198	384,780	238	436,970
39	75,790	79	153,520	119	231,250	159	308,990	199	386,710	239	438,240
40	77,740	80	155,460	120	233,200	160	310,930	200	388,660	240	439,500
41	79,670	81	157,400	121	235,130	161	312,870	201	389,940	241	440,780
42	81,620	82	159,350	122	237,080	162	314,830	202	391,210	242	442,050
43	83,560	83	161,290	123	239,030	163	316,760	203	392,480	243	443,310
44	85,500	84	163,250	124	240,980	164	318,710	204	393,750	244	444,590
45	87,450	85	165,180	125	242,920	165	320,650	205	395,020	245	445,870
46	89,390	86	167,130	126	244,870	166	322,580	206	396,290	246	447,130
47	91,330	87	169,070	127	246,800	167	324,540	207	397,560	247	448,410
48	93,290	88	171,010	128	248,750	168	326,480	208	398,830	248	449,670
49	95,220	89	172,950	129	250,690	169	328,420	209	400,090	249	450,950

(保険期間1年間、一括払の保険料)

保険料表『ガード保険』

標準プラン②

請負業者賠償責任・生産物賠償責任

※直近1年間の請負金額(百万円単位)で計算します。(十万円位は四捨五入)

ただし、10百万円未満はすべて10百万円とします。

請負金額 (百万円)	保険料										
250	452,220	290	503,060	330	551,180	370	598,400	410	645,620	450	692,830
251	453,480	291	504,330	331	552,360	371	599,590	411	646,800	451	694,010
252	454,750	292	505,600	332	553,540	372	600,760	412	647,980	452	695,190
253	456,030	293	506,880	333	554,730	373	601,930	413	649,160	453	696,370
254	457,310	294	508,140	334	555,920	374	603,120	414	650,340	454	697,550
255	458,570	295	509,410	335	557,090	375	604,290	415	651,520	455	698,740
256	459,850	296	510,690	336	558,270	376	605,490	416	652,690	456	699,930
257	461,120	297	511,950	337	559,440	377	606,670	417	653,880	457	701,100
258	462,380	298	513,230	338	560,620	378	607,850	418	655,060	458	702,270
259	463,660	299	514,510	339	561,810	379	609,030	419	656,230	459	703,460
260	464,920	300	515,780	340	562,980	380	610,210	420	657,430	460	704,630
261	466,200	301	516,960	341	564,170	381	611,380	421	658,610	461	705,820
262	467,470	302	518,130	342	565,360	382	612,560	422	659,790	462	706,990
263	468,740	303	519,310	343	566,530	383	613,740	423	660,970	463	708,170
264	470,010	304	520,490	344	567,720	384	614,920	424	662,130	464	709,370
265	471,290	305	521,670	345	568,890	385	616,110	425	663,320	465	710,540
266	472,560	306	522,860	346	570,060	386	617,290	426	664,500	466	711,730
267	473,820	307	524,030	347	571,250	387	618,470	427	665,680	467	712,900
268	475,100	308	525,220	348	572,420	388	619,660	428	666,860	468	714,070
269	476,370	309	526,400	349	573,610	389	620,820	429	668,050	469	715,260
270	477,630	310	527,580	350	574,800	390	622,000	430	669,230	470	716,440
271	478,920	311	528,750	351	575,970	391	623,190	431	670,410	471	717,620
272	480,190	312	529,930	352	577,160	392	624,360	432	671,590	472	718,810
273	481,450	313	531,110	353	578,340	393	625,550	433	672,760	473	719,990
274	482,730	314	532,290	354	579,520	394	626,730	434	673,950	474	721,170
275	483,990	315	533,480	355	580,690	395	627,920	435	675,120	475	722,350
276	485,270	316	534,660	356	581,870	396	629,100	436	676,300	476	723,520
277	486,540	317	535,850	357	583,050	397	630,270	437	677,500	477	724,700
278	487,810	318	537,020	358	584,230	398	631,450	438	678,670	478	725,890
279	489,070	319	538,200	359	585,420	399	632,630	439	679,860	479	727,060
280	490,350	320	539,380	360	586,600	400	633,810	440	681,040	480	728,240
281	491,630	321	540,550	361	587,790	401	634,990	441	682,200	481	729,430
282	492,890	322	541,740	362	588,960	402	636,170	442	683,390	482	730,610
283	494,160	323	542,920	363	590,130	403	637,360	443	684,560	483	731,800
284	495,440	324	544,100	364	591,310	404	638,540	444	685,750	484	732,960
285	496,700	325	545,290	365	592,490	405	639,720	445	686,930	485	734,140
286	497,970	326	546,460	366	593,680	406	640,900	446	688,110	486	735,330
287	499,240	327	547,650	367	594,850	407	642,070	447	689,300	487	736,500
288	500,520	328	548,830	368	596,040	408	643,250	448	690,480	488	737,690
289	501,790	329	549,990	369	597,230	409	644,430	449	691,660	489	738,870

(保険期間1年間、一括払の保険料)

保険料表『ガード保険』

標準プラン③

請負業者賠償責任・生産物賠償責任

※直近1年間の請負金額(百万円単位)で計算します。(十万円位は四捨五入)

ただし、10百万円未満はすべて10百万円とします。

請負金額 (百万円)	保険料										
490	740,050	530	775,370	570	806,720	610	838,070	650	869,420	690	900,760
491	741,240	531	776,150	571	807,510	611	838,850	651	870,200	691	901,550
492	742,410	532	776,930	572	808,280	612	839,630	652	870,980	692	902,340
493	743,590	533	777,720	573	809,070	613	840,420	653	871,770	693	903,110
494	744,770	534	778,510	574	809,860	614	841,200	654	872,560	694	903,910
495	745,950	535	779,290	575	810,640	615	841,990	655	873,340	695	904,690
496	747,130	536	780,070	576	811,420	616	842,780	656	874,130	696	905,470
497	748,310	537	780,860	577	812,200	617	843,550	657	874,900	697	906,250
498	749,490	538	781,630	578	812,990	618	844,340	658	875,690	698	907,040
499	750,680	539	782,420	579	813,770	619	845,120	659	876,460	699	907,820
500	751,860	540	783,220	580	814,560	620	845,910	660	877,260	700	908,610
501	752,640	541	783,990	581	815,340	621	846,690	661	878,050	701	909,400
502	753,430	542	784,780	582	816,130	622	847,480	662	878,820	702	910,170
503	754,210	543	785,550	583	816,900	623	848,260	663	879,610	703	910,960
504	754,980	544	786,340	584	817,690	624	849,040	664	880,390	704	911,740
505	755,770	545	787,140	585	818,480	625	849,820	665	881,170	705	912,520
506	756,560	546	787,900	586	819,260	626	850,610	666	881,960	706	913,320
507	757,340	547	788,690	587	820,050	627	851,400	667	882,750	707	914,090
508	758,120	548	789,470	588	820,830	628	852,180	668	883,530	708	914,880
509	758,910	549	790,250	589	821,600	629	852,960	669	884,310	709	915,660
510	759,680	550	791,030	590	822,390	630	853,750	670	885,100	710	916,440
511	760,480	551	791,830	591	823,180	631	854,530	671	885,880	711	917,230
512	761,250	552	792,610	592	823,960	632	855,310	672	886,670	712	918,020
513	762,040	553	793,390	593	824,740	633	856,090	673	887,460	713	918,800
514	762,830	554	794,180	594	825,520	634	856,870	674	888,220	714	919,580
515	763,600	555	794,950	595	826,300	635	857,660	675	889,010	715	920,370
516	764,390	556	795,740	596	827,090	636	858,440	676	889,780	716	921,140
517	765,180	557	796,530	597	827,880	637	859,230	677	890,580	717	921,930
518	765,960	558	797,310	598	828,660	638	860,010	678	891,360	718	922,720
519	766,740	559	798,100	599	829,450	639	860,800	679	892,140	719	923,490
520	767,530	560	798,870	600	830,220	640	861,570	680	892,930	720	924,280
521	768,310	561	799,660	601	831,010	641	862,360	681	893,710	721	925,060
522	769,090	562	800,440	602	831,790	642	863,140	682	894,490	722	925,840
523	769,890	563	801,230	603	832,580	643	863,930	683	895,280	723	926,630
524	770,660	564	802,010	604	833,370	644	864,720	684	896,070	724	927,410
525	771,450	565	802,800	605	834,150	645	865,490	685	896,840	725	928,200
526	772,240	566	803,580	606	834,930	646	866,280	686	897,630	726	928,980
527	773,010	567	804,360	607	835,710	647	867,060	687	898,420	727	929,760
528	773,810	568	805,160	608	836,510	648	867,850	688	899,200	728	930,540
529	774,580	569	805,930	609	837,290	649	868,640	689	899,990	729	931,340

(保険期間1年間、一括払の保険料)

最後に（もう一度ご確認ください）

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

1. 補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているか ご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる契約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないか ご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

もう一度
ご確認ください。



3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認ください。

口特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先

◆団体制度について

一般社団法人 日本造船組合連合会東京都支部 事務局
電話：03-3293-8160 FAX：03-5577-7070

◆補償内容等について

取扱代理店：株式会社東京FP（担当：阿部・船津）
〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-10-10 LXSビル701
電話：03-5255-6077 FAX：03-5255-6078
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

◆引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 東東京支店東東京第一支社（担当：森）
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 損保ジャパン日本橋ビル3F
電話：050-3808-5917 FAX：03-3271-0113
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記の事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

受付時間 ◆平日/午後5時～翌日午前9時まで

◆土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間

※上記受付時間以外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

【 ご加入手続き方法 】

下図の二次元コード（**グーグルフォーム**）からお申込みも可能ですので、是非ご利用ください。従来通りFAXによるお申込みをご希望される場合は、次ページの加入申込書をご利用ください。



<加入申込ページ 入力画面イメージ>

【ガード保険】 加入申込ページ 2025年度

2025年8月1日始期 一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部 組合員の皆さま向け【ガード保険】の加入申込ページです。

【ガード保険】
賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項、請負業者特約条項、生産物特約条項、リース・レンタル財物損壊特約条項、個人特約を付帯した商品

<中途加入について>
毎月10日までにお申し込み・保険料お支払いいただいた場合、翌月1日から補償開始となります。

保険の詳細につきましては、必ずお手元のパンフレットをご確認しお申込完了後、ご入力いただいたメールアドレス宛に自動配信メールをご確認ください。

*** 必須の質問です**

メールアドレス *

メールアドレス

お申込み内容

保険料を入力する項目では、パンフレットP.10以降をお手元にご用意いただき、保険料表から貴社年間請負金額に対応する保険料をご回答ください。
造園業以外の業務も行われている場合や、保険料表に記載のない請負金額の場合は、取扱代理店にお問い合わせください。

◆補償内容（保険金額・自己負担額）

補償の種類	高額タイプ	標準タイプ
【基本契約】 請負業者賠償責任保険 生産物賠償責任保険	身体賠償 1名：2億円 1事故：3億円 生産物賠償のみ 保険期間中：3億円 自己負担額：3万円 （1事故につき）	身体賠償 1名：5,000万円 1事故：2億円 生産物賠償のみ 保険期間中：2億円 自己負担額：1万円 （1事故につき）
	財物賠償 1事故：7,000万円 生産物賠償のみ 保険期間中：7,000万円 自己負担額：3万円 （1事故につき）	財物賠償 1事故：1,000万円 生産物賠償のみ 保険期間中：1,000万円 自己負担額：1万円 （1事故につき）
【オプション】 リース・レンタル財物 損壊特約	1事故100万円 自己負担額5万円（1事故につき）	

